

2005年基準「企業向けサービス価格指数」

基準改定方針の一部変更のお知らせ

対象範囲拡大とウエイト計算方法の変更

昨年7月に公表しました「2005年基準企業向けサービス価格指数の見直し方針」¹に対して、皆様方から貴重なご意見を多数頂戴いたしました。厚く御礼申し上げます。企業向けサービス価格指数(CSPI)の基準改定につきましては、皆様方のご意見を踏まえながら、現在、鋭意作業を進めているところですが、改定方針の一部を変更することとしましたので、お知らせします。具体的には、以下の通りです。

CSP Iが対象とする範囲を、総務省『産業連関表』における「中間需要部門 + 国内総固定資本形成」から「中間需要部門 + 国内総固定資本形成 + 家計外消費支出」へ変更する。

CSP I対象範囲の拡大に伴い「宿泊業(ホテル宿泊サービス)」を2005年基準から新たにCSP Iに取り込む。

大類別「諸サービス」のウエイトは、原則として非採用品目を含まないで計算することとし、従来に比べて引き下げる。

の見直しは、皆様方から「CSP Iは企業間で取引されるサービスを範囲とするとの原則に立ち返り、『産業連関表』の中間需要部門や国内総固定資本形成だけではなく、家計外消費支出を対象範囲に含めることが妥当ではないか」とのご意見を多数いただいたことを踏まえた結果です。これらの見直しを前提にすると、の見直しも併せて実施することが適切と判断しています。

なお、「企業向けサービス価格指数・2005年基準改定の最終案」は、本年6月ごろを目処に公表を予定しています。

本件に関する問い合わせ先：日本銀行 調査統計局 物価統計担当

・ 郵送：〒103 - 8660 東京都中央区日本橋本石町2 - 1 - 1

・ F A X：03 - 3277 - 2900

・ 電子メール：post.rsd3@boj.or.jp (件名「企業向けサービス価格指数の見直し方針の一部変更」)

¹ 企業向けサービス価格指数の基準改定方針は、日本銀行調査統計局「2005年基準企業向けサービス価格指数の見直し方針へのご意見のお願い：サービス物価の捕捉の現状と課題について」(2008年7月、<http://www.boj.or.jp/type/ronbun/ron/research07/ron0807a.htm>)を参照。

1 対象範囲の拡大

C S P Iは「企業間で取引されるサービス」を対象とした物価指数であり、C S P Iの品目設定や品目ウエイトは、『産業連関表』における「サービス部門の企業間取引」に該当する部分に依拠しています。

『産業連関表』における企業間取引は、「中間需要部門(内生部門)」、「家計外消費支出」²、「国内総固定資本形成」にあたりますが、C S P Iでは、これまで「中間需要部門」と「国内総固定資本形成」のみを対象範囲として定めており、「家計外消費支出」は対象から除外していました(図表1(1))。このように対応していたのは、C S P Iが1991年に公表を開始した「発展途上」の物価統計であり、その指数のカバレッジが企業物価指数(C G P I)と比べて低い水準に止まっているため、まずは「中間需要部門」におけるサービスのC S P Iへの取り込みに注力する必要があると判断したためです。なお、「家計外消費支出」の取り込みについては、個人向けサービスが中心で、消費者物価指数(C P I)との重複感があること、品質を一定とした価格調査が難しいサービスが多いこと、から後順位に位置付けておりました。

2005年基準におきましてはこの点を改め、C S P Iの対象範囲として、従来の「中間需要部門」、「国内総固定資本形成」に「家計外消費支出」を加え、C S P Iの本来の定義に準拠する形にします³。これは、有識者の皆様方から「C S P Iは企業間で取引されるサービスを範囲とするとの原則に立ち返り、『産業連関表』の中間需要部門や国内総固定資本形成だけではなく、家計外消費支出を対象範囲に含めることが妥当ではないか」とのご意見を多数いただいたこと、長年に亘る新規サービスの取り込みへの努力もあって、C S P Iのカバレッジも上昇し、日本銀行としても、新たに「家計外消費支出」の取り込みを図る余力が出てきたこと、によるものです。この結果、C S P Iが対象とする取引金額は約14兆円増加することになります。

2 対象範囲の拡大に伴う「宿泊業」の採用

2005年基準から対象範囲となる「家計外消費支出」に含まれる品目として、「宿泊業」、「飲食店」、「娯楽サービス」などがありますが、2005年基準C S P Iでは、このうち、「宿泊業」を新規品目「ホテル宿泊サービス」として採用します。具体的には、企業向けサービスを取り込むことを念頭に、法人利用が多いビジネスホテルを中

² 『産業連関表』における「家計外消費支出」とは、いわゆる「企業消費」に該当するもので、宿泊・日当、交際費、福利厚生費から構成される。ちなみに、内閣府『国民経済計算』は、家計外消費支出を中間需要に含めている。

³ 当初の基準改定方針案では、「家計外消費支出」は従来通りC S P Iの対象範囲外としたうえで、「宿泊業」を「参考指数」として採用する方針であった。

心としたホテルの宿泊料を調査対象とする予定です（図表1（2））⁴。

一方、「飲食店」や「娯楽サービス」は、企業向けサービスとして品質を一定とした価格調査が難しいことや代表的なサービスの特定が難しいことなどから、2005年基準CSP Iへの採用を見送ります。

3 大類別「諸サービス」のウエイト計算方法の変更

上位分類指数（「総平均」指数など、品目を集計した指数）のウエイトに、非採用品目をどう反映させるかについては、従来、以下のようなルールを採用してきました。

（1）CSP Iの非採用品目については、採用されている品目の中に属性や価格動向が似通っているものがあると判断された場合、その採用品目の価格で代用することにしています（これを「インピュート」と呼びます）。これは、『産業連関表』に含まれるCSP I非採用品目のウエイトを、類似すると判断された採用品目のウエイトに加算することと同義です。

インピュートを行うメリットは、上位分類指数のウエイトを『産業連関表』と整合的に保てることです。すなわち、価格調査の難しさの程度が品目によって異なるため、CSP Iの上位分類間で、採用される品目の比率が異なる場合があります。このとき、インピュートを行うことで、採用品目の多寡によらず上位分類のウエイトを『産業連関表』のウエイトとすることができます。

（2）一方、属性や価格動向が類似する品目がない場合は、無理にインピュートを行うと、上位分類指数の精度がかえって低下してしまう恐れがあります。従って、この場合、非採用品目は、CSP Iの対象外とし、ウエイトに加算しないことにしています。

（3）ただし、CSP Iの8つある大類別の一つである「諸サービス」における非採用品目については、上記（2）のルールに照らすと、インピュートすべきでないものについても、インピュートを行ってきました。大類別「諸サービス」は、他の7つの大類別（金融・保険、不動産、運輸、通信・放送、広告、情報サービス、リース・レンタル）には含まれない「極めて多様なサービスの集まり」として定義されています⁵。そのため、非採用となったサービスには、その属性

⁴ 消費者物価指数の「宿泊料」では、個人向けサービスを対象としていることから、都道府県庁所在地ならびに宿泊者数の多い観光地（合計101市町村）において、宿泊者数の多い旅館やホテル等の代表的な民営宿泊施設を選定し、大人2人が1泊2食付き（和室）または1泊朝食付き（洋室ツイン）で宿泊した場合の1人分の料金を調査している。

⁵ CSP I・2000年基準の「諸サービス」は、機械修理、自動車修理、清掃、警備、労働者派遣サービスなど「事業所向けサービス」を数多く含んでいる。

や価格動向がいずれかの採用品目と類似しているかどうか、必ずしもはっきりしないものも多く存在しています。しかし、従来は、そうした非採用品目のウエイトも全て大類別「諸サービス」の各品目のウエイトに加算してきました⁶。

これは、大類別「諸サービス」のカバレッジが他の大類別と比べて目立って低いため、上記(2)のインプットの基準を厳格に適用すると、C S P I全体に占める大類別「諸サービス」のウエイトが過小となって、『産業連関表』のウエイトから大きく乖離してしまうためです。

しかしながら、2005年基準においては、大類別「諸サービス」において多くの新規品目を採用するなど、採用品目のカバレッジが引き上げられることから、「諸サービス」のウエイトが『産業連関表』のウエイトと比べて過小となる程度は小さくなります。従って、これを機に「諸サービス」の非採用品目についても、他の大類別と同様に、「類似サービスがないと判断されるものはインプートしない」との本来の原則を適用することとします。

このルール変更に伴い、C S P I・大類別「諸サービス」を構成するサービスのうち「飲食店」(7.1兆円)、「娯楽サービス」(1.6兆円)、「研究」(11.7兆円)、「その他の対事業所サービス(非採用品目分)」(9.5兆円)などはインプートしないことにしました。金額にして約33兆円分をインプートしない扱いとなります(図表2)。このうち、「飲食店」については、食材費がコストの相当部分を占めるなど大類別「諸サービス」における採用品目とコスト構造が異なり、大類別「諸サービス」における採用品目の価格動向とは類似していないと判断されること、さらに「娯楽サービス」は主として個人向けサービスであり、企業向けの代表的なサービスの特定が難しいこと、「研究」については信頼に足る市場取引価格が存在しないこと、「その他の対事業所サービス(非採用品目分)」については、極めて多様なサービスを含むことから、～のいずれについても、大類別「諸サービス」における採用品目の価格動向と類似しているとは断定できないこと、がその理由です。

以 上

⁶ 具体的には、C S P Iにおいて既に採用品目が存在する『産業連関表』・統合大分類「水道・廃棄物処理」、「対個人サービス」および統合中分類「その他の対事業所サービス」に属している非採用品目については、機械的にC S P I・大類別「諸サービス」の各品目のウエイトに加算していた。

C S P I の対象範囲拡大と品目採否

(1) 2005年基準 C S P I の対象範囲と取引金額

	2005年産業連関表 合計額	中間需要部門	最終需要部門	
		内生部門計	家計外消費支出	国内総固定資本形成
電力・ガス・水道	18.0兆円	18.0兆円	0.0兆円	
商業	52.3兆円	37.1兆円	2.8兆円	12.4兆円
金融・保険	29.5兆円	29.5兆円	0.0兆円	
不動産	8.2兆円	8.2兆円		
運輸	33.9兆円	32.6兆円	0.5兆円	0.8兆円
情報通信	35.3兆円	26.7兆円	0.2兆円	8.4兆円
公務	1.1兆円	1.1兆円		
サービス	87.0兆円	73.3兆円	11.0兆円	2.8兆円
娯楽サービス	1.6兆円	0.6兆円	1.0兆円	
飲食店	7.1兆円		7.1兆円	
宿泊業	2.3兆円		2.3兆円	
上記以外の合計	76.1兆円	72.6兆円	0.6兆円	2.8兆円
合計	265.4兆円	226.5兆円	14.4兆円	24.4兆円

(注) シャドーは、2005年基準より新たに C S P I の対象とした範囲。

(2) 対象範囲の拡大に伴い、新たに採用を検討した品目 (うち採用品目は「宿泊業」)

2005年産業連関表			基本分類	<参考> 2000年 産業連関表 合計額	検討結果	
統集中分類	合計額	家計外 消費支出				
娯楽サービス	1.6兆円	1.0兆円	映画館	510億円	非採用	採用基準額を下回ることが見込まれるため。
			興行場 (除別掲) ・興行団	5,117億円	非採用	代表的なサービスの特定が困難なため。
			遊戯場	3,266億円	非採用	採用基準額を下回ることが見込まれるため。
			競輪・競馬等の 競走場・競技団	5億円	非採用	採用基準額を下回ることが見込まれるため。
			スポーツ施設提供業 ・公園・遊園地	7,814億円	非採用	代表的なサービスの特定が困難なため。
			その他の娯楽	996億円	非採用	採用基準額を下回ることが見込まれるため。
飲食店	7.1兆円	7.1兆円	一般飲食店 (除喫茶店)	35,830億円	非採用	品質を一定とした価格調査が困難なため。
			喫茶店	4,958億円	非採用	品質を一定とした価格調査が困難なため。
			遊興飲食店	43,102億円	非採用	品質を一定とした価格調査が困難なため。
宿泊業	2.3兆円	2.3兆円	宿泊業	28,766億円	採用	品目採用する方向で検討。

(資料) 総務省「平成17年産業連関表」(速報)ほか

「諸サービス」における非採用品目のウェイト計算方法の変更

2005年産業連関表			2005年基準C S P I	
統合大分類	統集中分類	合計額	品目採否	非採用品目の扱い
電力・ガス・熱供給	ガス・熱供給	0.2兆円	非採用	対象外
水道・廃棄物処理		3.4兆円	採用	
教育・研究	教育	0.5兆円	採用	
	研究	11.7兆円	非採用	「諸サービス」にインピュート
医療・保健・社会保障・介護		1.4兆円	非採用	対象外
その他の公共サービス		1.1兆円	非採用	対象外
対事業所サービス	自動車・機械修理	9.7兆円	採用	
	その他の対事業所サービス	20.0兆円	採用	
対個人サービス	娯楽サービス	1.6兆円	非採用	対象外
	飲食店	7.1兆円	非採用	対象外
	宿泊業	2.3兆円	採用	
	洗濯・理容・美容・浴場業	1.0兆円	採用	
	その他の対個人サービス	0.0兆円	非採用	「諸サービス」にインピュート
対象外品目の取引額合計		33.3兆円		

(注) 1. シャドーは、対象外品目（非採用で、かつインピュートしない品目）の取引額。

2. 「ガス・熱供給」「水道・廃棄物処理」「その他の対事業所サービス」「洗濯・理容・美容・浴場業」の2005年産業連関表合計額は、日本銀行による推計値。

3. 「ガス・熱供給」のうち「都市ガス」、および「水道・廃棄物処理」のうち「上水道・簡易水道」「工業用水」は、企業物価指数（C G P I）の対象として扱っており、C S P Iの範囲外であるため、2005年産業連関表合計額は、当該分を控除して推計している。

(資料) 総務省「平成17年産業連関表」（速報）ほか